

各所管で実施する「調査・研究」データベースの作成

——「調査・研究」成果の有効活用に向けて——

小藺井 良太

せたがや自治政策研究所主任研究員

〔概要〕

本稿では、今年度を実施した「各所管で実施する「調査・研究」に関する状況把握調査」の概要及びデータベースの作成について報告する。

1. はじめに

当研究所は、政策形成基盤の強化に向けた果たすべき役割の一つに「データの整備と活用」を掲げており、これまで政策立案にかかる基礎的データの収集・分析・提供に取り組んできた。研究所の2021(令和3)年度からの3か年計画においては、世田谷区基本計画(令和6年度～令和13年度)の策定の時期が重なることも踏まえ、庁内におけるEBPMの推進とデータ活用のあり方の研究(田中 2022,2023,2024)及びその実践の場としてのせたがや版データアカデミー(中村 2022、せたがや自治政策研究所 2023、田中 2024)を実施した。本取組みは、その流れを受け、2024(令和6)年度から2025(令和7)年度のせたがや自治政策研究所「2か年計画」における「データ活用」プロジェクトに位置付けて実施したものである。

施策・事業遂行にあたり、毎年時間と予算をかけて様々な調査・研究が庁内各所管で行われている。これら調査・研究の成果は貴重な区の資産である。調査・研究の結果を全庁で共有すれば、同じような調査・研究を避けることや、事業計画の策定、調査・研究の企画設計の参考にすることができる。また、「個票データ」(詳細後述)が適切な状態で保管されているのであれば、新しい視点から二次分析を行う等、活用の幅が広がる。

しかし、実状は異なる。調査・研究の結果の多くは区のホームページ上で公開されることになるが、各所管がそれぞれのタイミングでホームページへ公開するため、よほど意識をしない限り、関係の無い所管の職員が当該情報に気付くことは難しい。そのため、活用以前にそもそもどのような調査・研究が行われているかがわからず、せっかくの成果を遊休資産として眠らせている状況にある。

そこで、当研究所では調査・研究の成果の有効活用に資するため、過去に実施した調査・研究に係る状況把握調査を各所管に対して行い、結果を整理して、データベースの作成に取り組んだ。

2. 「各所管で実施する「調査・研究」に関する状況把握調査」概要

2.1 調査目的

これまで各所管で実施した調査・研究について、主に以下（１）（２）に掲げる項目を一覧に整理して所管間で共有することで、既存の調査・研究の結果を把握・活用し易い環境を作り、各所管における計画策定時の分析等に役立てることを目的として実施した。

- （１）世田谷区に関する調査・研究データの種類や概要
- （２）当該調査・研究データの内容にアクセスする方法

2.2 調査対象

過去５年間（2019～2023）に施策・事業遂行にあたっての課題解決や計画策定のために各所管で自主的に行った調査・研究（公表・非公表に関わらない）を対象とした（図１のA・Bに該当する部分）。データベース化に際し、どのぐらいの数の回答が見込めるかわからなかったため、条件を設け、ある程度対象を絞り込んだ。

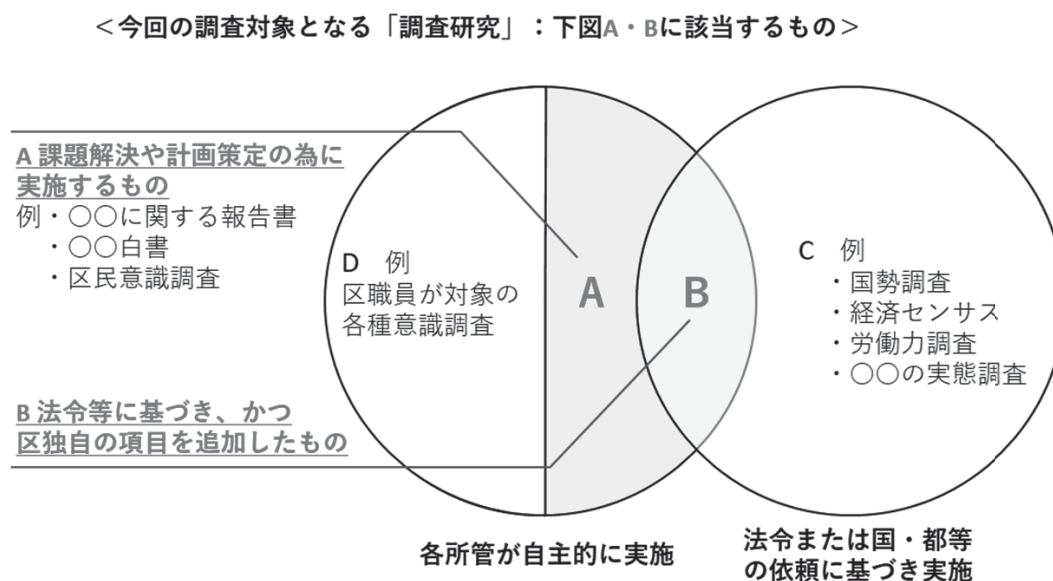


図 1 調査対象

2.3 調査方法

管理職が集まる会議において、調査協力を呼びかけるとともに、全所管課あてにメールで調査票を送付し、調査対象に該当する場合は調査票のデータを提出するよう依頼した。

2.4 調査スケジュール

今回の調査は質問項目が詳細かつ多岐にわたる。一つでも多くの所管から回答協力が得られるよう、1回あたりの回答の負担感を減らすために、2回に分けて調査を実施した。

一次調査では全所管に実施の有無の調査を行い、二次調査では一次調査で得た回答内容について、データ形式やデータ提供が可能かどうか等を詳しく聞くこととした（図2）。



図2 調査スケジュール

2.5 調査項目

調査項目は 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターにデータを寄託¹する際の調査項目を参考にして、ほかの所管が調査結果を利用する場合、データベースにどのような情報が掲載されていると良いかを考慮して設定した（図3）。

①[担当課]	⑩-2[調査対象（地域）]
②[主な目的（用途）]	⑩-3[調査対象（選定方法）]
③[自主的な調査・研究かどうか]	⑪-1[調査数（対象数）]
④[調査研究名]	⑪-2[調査数（回答数）]
⑤[調査研究の概要]	⑫[ローデータの有無]
⑥[分野]	⑬[個人情報の有無]
⑦[実施・参画主体]	⑭-①[調査項目（属性等）]
⑧[実施形態]	⑭-②[調査項目（その他）]
⑨[成果]	⑮-①[ローデータ（データ形式）]
⑩[公表]	⑮-②[ローデータ（保存期間）]
⑪[公開場所]	⑮-③[ローデータ（区HP等での公開有無）]
⑫[実施年度]	⑮-④[ローデータ（公開可能範囲）]
⑬[実施期間]	⑯-①[2018年度以前の調査実績（実績有無）]
⑭[調査研究を行った際に生じた課題・問題点]	⑯-②[2018年度以前の調査実績（ローデータの有無）]
⑮[費用]	⑰-①[今後の調査予定（調査予定）]
⑯[調査方法]	⑰-②[今後の調査予定（調査周期）]
⑰[種類]	⑱[調査票]
⑩-1[調査対象（単位）]	

図3 調査項目（①～⑲：一次調査 ⑳～㉔：二次調査）

2.6 個票データ（ローデータ）について

なお、今回の調査ではローデータの有無等に関する項目を設けた。ローデータとは、個々の調査対象（個人、世帯、事業所など）の回答結果を一覧にしたもので、加工前のデータを指す。このデータがあることで、分析結果の再現や、さらなる分析が可能となるため、調査・研究後のローデータの保管は、調査・研究の成果を有効活用するうえで、とても重要となる。

¹ 当センターに個票データを寄託すると、二次利用が可能な形式に整理・保管され、他の研究者等によるデータ利用が可能となる。

データ分析に馴染みがないと聞き慣れない用語のためか、加工・集計後のデータをローデータとして扱っている回答が今回の調査で散見されたため、「個票データ」に名前を変更するとともに、各所管に対して定義の再周知を行った。

2.7 調査結果

最終的に 28 所管より 49 種の調査・研究について、回答を得た。分野としては、「福祉と医療」関係が一番多く、次に「子ども」関係が多い結果となった。

また、個票データについては、49 種のうち 31 種の調査等において、個票データを取得・保管していることがわかった。ただし、その多く（27 種）は未公開²となっている。

公開のハードルとなる要因に個人情報の有無が考えられるが、未公開データ 27 種のうち 21 種は個人情報が含まれていないことがわかる。この 21 種のデータについて、今後どこまで公開できるかを聞いた結果、3 種のデータは区ホームページで公開可能、残り 17 種のデータは庁内（または希望する所管）に限り公開できるという回答になっている。なお、その理由としては「情報を組み合わせることである程度対象が絞られる可能性があるため」「記述欄に個人情報につながる内容や公開に相応しくない内容が記載されている可能性があるため」という理由が多く挙げられている（図 5）。

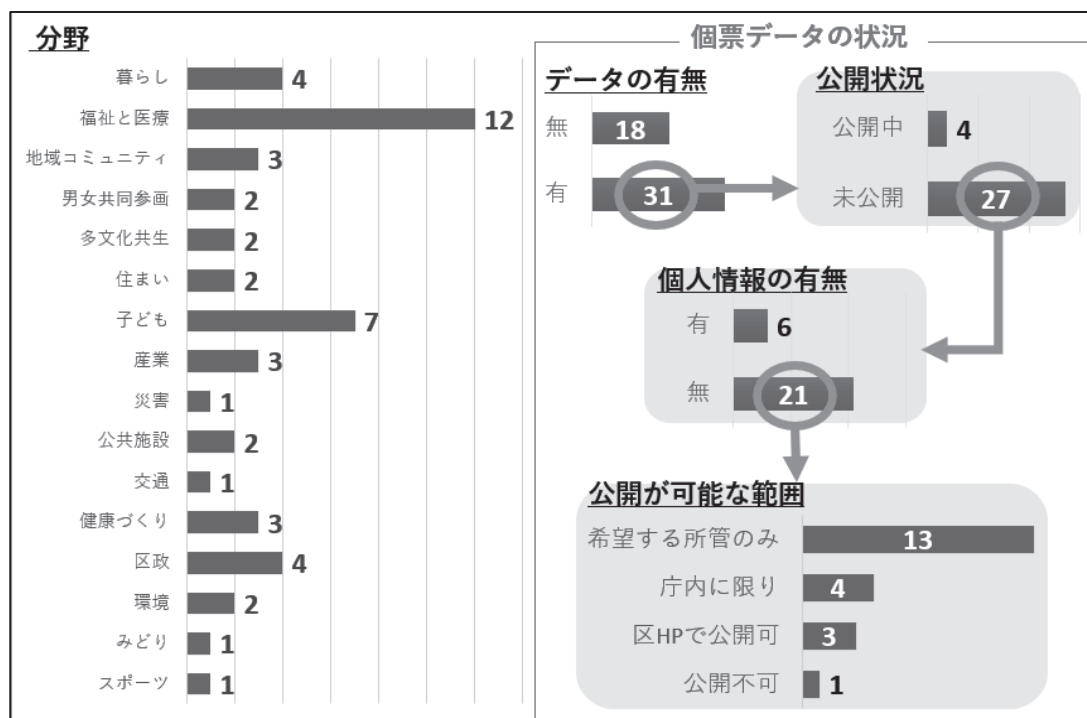


図 4 調査結果

² ここでは、一般公開あるいは庁内公開している状態を「公開」、一般公開も庁内公開もしない状態を「未公開」としている。

	理由	回答数
1	個人情報に関するデータや個人の特定可能な記述回答があるため	1
2	記述欄に個人情報につながる内容や公開に相応しくない内容が記載されている可能性があるため	4
3	情報を組み合わせることである程度対象が絞られる可能性があるため	6
4	身長や体重,基礎疾患等かなりプライベートな情報のため	1
5	行政情報に関する情報が含まれ、公開することで不利益が生じる恐れがあるため	1
6	公開を前提としていない調査のため（調査目的以外で使用しないことを条件に調査協力など）	2
7	未回答	5

図5 個票データを庁内（または希望する所管）に限り公開とする理由

※自由記述のため、回答内容を参考に理由項目を設定し、回答数に計上（重複回答あり）

3. データベースの共有と活用

調査結果を集約し、図 6 のように、ある一つの調査について、分類・担当課・調査研究名・調査概要などの各項目を一つの行にまとめる形で、データベースを作成した。また、その活用方法のイメージが掴めるように、「活用のススメ」と題した簡単な取り扱い説明書(図 7~9)を作成し、庁内向け公開サイトへの掲載及び全庁に向けたお知らせをメールで配信することにより、各所管に対して周知を行った。

5	9.自治	1-1.調査	1-2.調査	2.調査時期	3.調査研究の概要	4.主な目的(用途)	4.備考欄	5.自治体別調査・研究かどうか	6.分類	6.担当	7-1.実施・事業主体
5	区政	政策研究部	広報広聴課	昭和の政治経済調査2019	区政運営の参考とするために、実施した区民アンケート等を通じて、区政に対する意見、要望、政策等を伺う。	1,2,3,4,5,6,7	-	○	A1	-	3
6	区政	政策研究部	広報広聴課	区政モニター	区政運営の参考とするために、実施した区民アンケート等を通じて、区政に対する意見、要望、政策等を伺う。	1,2,3,4,5,6,7	-	○	A5	アンケートごとに内容が異なるため、分類が複数なる。	9
7	区政	政策研究部	広報広聴課	区政モニター	区政運営の参考とするために、実施した区民アンケート等を通じて、区政に対する意見、要望、政策等を伺う。	1,2,3,4,5,6,7	-	○	A5	アンケートごとに内容が異なるため、分類が複数なる。	9
8	区政	政策研究部	広報広聴課	区政モニター	区政運営の参考とするために、実施した区民アンケート等を通じて、区政に対する意見、要望、政策等を伺う。	1,2,3,4,5,6,7	-	○	A5	アンケートごとに内容が異なるため、分類が複数なる。	9
9	区政	政策研究部	広報広聴課	区政モニター	区政運営の参考とするために、実施した区民アンケート等を通じて、区政に対する意見、要望、政策等を伺う。	1,2,3,4,5,6,7	-	○	A5	アンケートごとに内容が異なるため、分類が複数なる。	9
10	区政	政策研究部	広報広聴課	区政モニター	区政運営の参考とするために、実施した区民アンケート等を通じて、区政に対する意見、要望、政策等を伺う。	1,2,3,4,5,6,7	-	○	A5	アンケートごとに内容が異なるため、分類が複数なる。	9
11	福祉と医療	保健福祉政策部	保健福祉政策課	令和5年度 世帯別区民意識調査	・ 暮らしの満足度を調査する人口動向調査の死亡集計世帯別調査に集計・分析した。 ・ 令和4年12月1日から同年12月31日までに死亡した世帯別調査の60以上を対象とした。 ・ 全世帯に対して、死亡診断書が提出された「認知症（病・自然死）」と「認知症」に区分し、さらに「認知症（病・自然死）」について、死亡診断書に「認知症」の診断結果等のクロス分析を行い認知症の現状を明らかにすることを目的としている。	1,4,5	『第3期世帯別区民意識調査（保健福祉政策課）』において、『在宅医療・介護連携の推進』を調査項目の根本理念及び特徴を把握するための「重点集計」の1つとし、「在宅で暮らすための区民の意向」を調査項目に対する評価結果としている。 本調査にて、世帯別区民意識調査の「認知症」の状況を分析することにより、在宅医療・介護連携の推進の現状を把握するための調査・課題を明らかにするとともに、今後の施策に活かしていく。	○	B1	-	5

図6 データベース画面（一部）

使い方(基礎)



Q 過去に他所管で同じような調査をしていないか知りたい

A 「0.分類」「3.調査研究の概要」「22.調査項目」等を参考に探せます

Q その調査研究の結果はどこで見れる？

A 既に公開されているものであれば「11.公開場所」で確認できます

Q 調査票を設計する際の参考に、実際に使われた調査票を見たい

A 「26.調査票」で確認できます
(公開中のものや所管課から提供を受けた調査票データのみ)

Q 回収率低いのが悩み。他の所管の状況を知りたい

A AT列に調査対象数に占める調査回答数の割合を参考表示しています

図7 活用のススメ(抜粋)

使い方(応用)

Q 事業を検討する際の分析に使えるようなデータが無いか知りたい

A 手順①「20.個票データの有無」より、データ「有」の調査研究を探す
手順②「22.調査項目」等を参考に、どのような使い方ができるか考える

例：

No55「地域コミュニティの実態に関する調査研究」では「丁目」の情報を取得しているから、「区民がどのような地域活動に参加しているか」がまちセン単位で比較できるかもしれない



※個票データの多くは一般に公開されてません
(「23-3.個票データ(区HP等での公開有無)」で確認できます)

一般非公開のデータを使用したい場合は
「23-4.個票データ(公開可能範囲)」を参考に
データの所管課へ相談してみることをおすすめします

図8 活用のススメ(抜粋)

活用例

「令和5年度世田谷区産業基礎調査アンケート」の個票データ
「28地域」「従業者平均年齢」を活用し、地図で可視化

⇒太子堂・北沢・二子玉川地区では従業者平均年齢が20～30歳代の事業所が多い

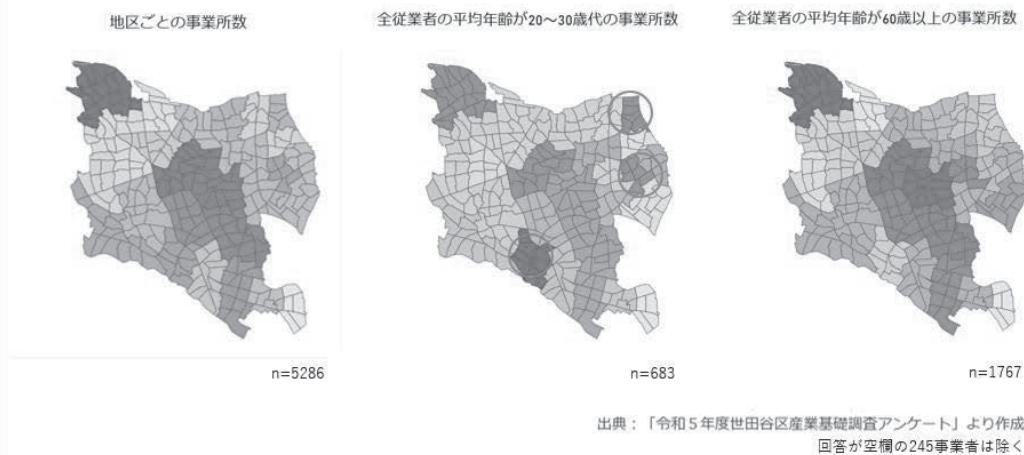


図9 活用のススめ（抜粋）

4. 今後の課題について

今回の調査の結果、区内に存在する個票データの多くは非公開となっており、他所管による利用の際も個別の調整が必要となる状況が明らかになったが、最終的には個票データを積極的に区内で活用し、オープンデータとして一般公開することが望ましい。そこで、調査等データの有効活用に向けた今後の課題について下記に3点挙げる。

第一は、個人情報の取り扱いである。今回の調査の結果、公開を制限する理由として「情報を組み合わせることである程度対象が絞られる可能性があるため」、「記述欄に個人情報につながる内容や公開に相応しくない内容が記載されている可能性があるため」という回答が多く挙げられた（図5）。「個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（世田谷区情報公開条例第7条第2号）に該当する場合は非開示の対象となることから、判断に難しさを感じて公開に対して二の足を踏んでしまうのではないかと考えられる。なお、個人情報に該当する場合であっても、行政機関等匿名加工情報や統計情報への処理あるいは区内における目的外利用という方法により有効活用への道が開ける。しかし、前者は適正な処理に知識と技術が必要であり、後者も目的外利用の要件に該当するかどうかの慎重な判断が求められ、ハードルが高い。以上のことから、判断や加工処理に迷う場合のフォローアップを含めた活用を前提とした個人情報

の対応フローを組織として確立し、個々の担当者が個人情報の取り扱いに感じる負担を極力軽減することが必要になると思われる。

第二は、個票データの取得である。個票データがあれば新たな視点から分析するなどの有効活用が可能となる。この点、今回の調査では図4のとおり、49種の調査・研究のうち、個票データを取得しているものは31種であり、全体の6割程度に留まる。調査・研究の多くは委託料等の費用が発生している。また、費やされたものは金銭面のみならず、調査票の企画・検討といった数字に表れない労力も含まれることから、生み出したデータの有効活用が望まれる。各所管で実施する調査・研究では、成果物として忘れず個票データを取得するよう契約の仕様等に盛り込むことが肝要である。

第三は、公開した後のデータの利活用である。行政データを公開すること自体が行政の透明性・信頼性の向上に寄与し、意義のあることだが、さらに実際に活用されることで世田谷区オープンデータ推進指針の中で掲げる区民参加や地域課題の解決にもつながる。しかし、オープンデータとして公開するだけでは、その扱いに慣れている一部の区民や事業者を除き、活用する機会はほとんど無いのが実情ではないだろうか。そのため、たとえば区が積極的に大学のような専門的な知見を有する機関等と連携し、オープンデータを二次分析した結果を公開することで、誰もが使いやすいデータを増やしていくことが考えられる。そのことは、ひいては、「使う」という観点からのオープンデータの中身の点検及び質の向上にも資することになるであろう。

5. おわりに

データの有効活用に向けた取組みは行政の透明性・信頼性の向上、区民参加の推進、地域課題の解決を後押し、証拠に基づいて政策立案を行うEBPMの土壌を育む。本データベースの作成は庁内におけるデータを有効活用するために取り組んだものであり、一般公開を念頭に置いたものではないが、今回の取組みを機にオープンデータや庁内利活用を推進するうえでの課題への対応が進むとともに、各所管が本データベースを活用し、より良い政策等の検討に役立てることで、区民サービスの質の向上につながるものと期待する。

〔文献〕

せたがや自治政策研究所,2023,「活動記録 2. データの整備と活用」 『せたがや自治政策』15: 84-86.

田中陽子,2022,「政策形成力の向上とデータ活用の推進」 『せたがや自治政策』14: 75-95.

田中陽子,2023,「政策形成力の向上とデータ活用の推進」 『せたがや自治政策』15: 23-34.

田中陽子,2024,「世田谷区でデータ活用を進めるために」 『せたがや自治政策』16: 3-24.

中村哲也,2022,「政策形成力向上のための人材育成手法」 『せたがや自治政策』14: 155-211.